

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第31号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>第20条 削除</u>	<u>(再任用職員の昇格)</u> <u>第20条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者については、昇格させることができないこととする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)